

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第六号

##### 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第二条の規定にかかわらず」、「大柿港」及び「美能漁港、畑漁港、深江漁港、柿浦漁港」を削る。

##### 附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。